

西東京市二十歳のつどい案内状用封筒製作事業者選定に係る

公募型プロポーザル競技実施要領

西東京市二十歳のつどいの式典実施にあたり、対象者向けの案内状用封筒の製作事業者の選定のため、必要な事項を本要領で定める。

1 目的

西東京市二十歳のつどいの対象者となる市民に向けて、案内状を送付するための封筒を制作するにあたり、広告付封筒を制作し、無償提供する事業者を募集、選定するために必要な事項を定める。

2 概要

(1) 件名

「西東京市二十歳のつどい案内状用封筒製作」事業

(2) 業務内容

西東京市二十歳のつどい式典参加対象者の案内状を送付するための封筒の製作。規格については、別紙1「広告付き二十歳のつどい案内状用封筒仕様書」及び「別紙3 洋長3封筒 印刷レイアウト」に定めるところによる。

(3) 経費

二十歳のつどい用封筒の製作に係る経費は、製作事業者が募集する広告収入をもって充てるものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

3 スケジュール

製作事業者特定までのスケジュールは、次のとおりとする。

公募開始	令和8年7月23日（木）
審査による結果通知	8月中旬
協定書締結	8月下旬
納品	令和9年9月30日

4 応募資格要件

次の各号に掲げる要件を有する法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。

- (2) 企画提案書の提出期限の日から製作事業者の決定の日までの間に、市長の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 市民向け封筒（自らが企画・編集するものに限る。）の製作について、地方公共団体と協働製作した実績（始めようとしている事業者を含む。）を有していること。
- (4) 国税、都道府県税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 封筒に掲載する広告の仕様及び内容は、西東京市広告掲載要綱及び西東京市広告掲載基準の定める基準に準拠すること。

5 参加申込手続き

- (1) 受付期間
令和8年7月23日（木）から同年8月7日（金） 午後5時まで
- (2) 必要書類
ア 西東京市二十歳のつどい案内状用封筒製作及び提供申出書（第1号様式）
イ 誓約書（第2号様式）
- (3) 申込方法
(2)の必要書類一式を、本要領の「12 書類の提出先」に示す提出先まで持参または郵送すること。

6 質疑、回答

- (1) 質問等の受付について
ア 提出期間 令和8年7月23日（木）から同年7月28日（火）
午後5時まで
イ 提出先 西東京市教育部教育委員会 地域学習推進課 地域学習推進係に、
質問書を持参またはメールにて送信すること。
ウ 提出書類 質問書（第3号様式）
- (2) 質問書への回答
令和8年7月31日（金）午後4時より、申出書を提出した事業者からの全質問に対する回答を電子メールで全ての参加申込者に送付する。
地域学習推進課メールアドレス：gakusyuuusuishin@city.nishitokyo.lg.jp
- (3) 注意事項
質問の回答書の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

7 提案書の内容及び作成要領

(1) 提案書の様式

- ア 本要領の「1 概要」、「別紙1 広告付き二十歳のつどい案内状用封筒仕様書」、「別紙2 提案書等」及び「別紙3 洋長3封筒 印刷レイアウト」を参照し、提案内容等を作成すること。
- イ 提案書の用紙サイズは、原則としてA4版10枚以内とし、別紙2の内容についての記載が含まれるものとする。
- ウ カラー、白黒は問わない。

(2) その他

- ア 資料の差し替え・修正は原則として認めない。
- イ 受理した提案書は評価結果にかかわらず、返却しない。
- ウ 提案書、その他の書類は、製作事業者決定のために使用する。

8 辞退

申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（第4号様式）を簡易書留扱いで本要領の「12 書類の提出先」に示す提出先まで郵送（令和8年8月10日（月）（必着）または持参すること。

9 提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年7月23日（木）から同年8月7日（金）まで

(2) 提出方法

企画提案書等の提出書類はすべてPDF形式のデータとし、電子メールにより提出すること。ただし、データ容量が10MBを超える場合に、事前に担当課へ連絡し、指定する転送サービスを利用すること。

10 選定に関する事項

(1) 審査方法

- ア 提出された企画提案書等を西東京市二十歳のつどい案内状用封筒製作事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において評価及び検討を行い、第1位事業者を決定する。
- イ 審査基準の各項目について、提出された提案書に基づき審査を行い、合計点数が最も高い製作事業者を選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(2) 審査基準

- ア 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点する。

- イ 参加事業者の提案辞退等により審査対象事業者が1社のみとなった場合、本市の求める必須条件（参加資格、仕様項目の充足度等）を全て満たしていると選考委員会が総合的に判断できたとき、その者を製作事業者として決定する。

(3) 審査評価対象と配点

本プロポーザルの総合得点は100点満点とし、配点割合は次のとおりとする。

ア 本事業に対する取組（企画内容など）55点

イ 封筒のデザイン案（配置・見やすさなど）35点

ウ 総評10点

11 製作事業者選定結果通知日

令和8年8月中旬を予定

12 書類の提出先

提出書類は下記まで電子メールで提出すること。メールの件名は「【提出】西東京市二十歳のつどい案内状用封筒製作企画提案書」とすること。

【提出先】

西東京市教育部教育委員会 地域学習推進課 地域学習推進係

gakusyuuusuishin@city.nishitokyo.lg.jp

13 その他

- (1) 参加事業者は、各種書類の提出をもって、本業務に参加することを承諾したものとみなす。
- (2) 参加事業者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 提出書の提出期限を過ぎた場合
 - イ 提案書に虚偽の記載をした場合
 - ウ 西東京市職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を行った場合
- (3) 参加申込書の提出後、協定締結までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続き参加資格を失うものとする。
- (4) 提案書類を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- (5) 提案書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成に係る費用については、提案事業者の負担とする。
- (7) 企画提案書の著作権は、提案事業者に帰属する。ただし、西東京市が必要と認め

- る場合には、提案事業者に通知の上、西東京市は無償で使用する事ができる。
- (8) 提案書等には、本業務事業者の選定以外に無断で使用しない。ただし、公正性、透明性を期すために「西東京市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。

【募集に関する問い合わせ先】

西東京市教育部教育委員会 地域学習推進課 電話：042-420-2831

西東京市南町五丁目6番13号（西東京市役所 田無第二庁舎3階）

メール：gakusyuuusuishin@city.nishitokyo.lg.jp

1 概要

- (1) 広告付き二十歳のつどい案内状用封筒（以下、二十歳のつどい用封筒という）を製作し、無償で提供すること。
- (2) 履行期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とし、期間内の提供は1製作事業者に限る。
- (3) 二十歳のつどい用封筒の表面で、窓の下部及び右側に市の指定する文字及び図柄等を印刷できること。
- (4) 提供期間内に二十歳のつどい用封筒の掲載内容等に変更が生じた場合、製作事業者は市が指定する期間内に訂正版を再提供すること。
- (5) 広告は、二十歳のつどい用封筒裏面の封緘部分の下部に掲載すること。
- (6) 広告主の募集及び広告内容は、市が広告主に寄附協賛を媒介しているような誤解等を招かないものとする。
- (7) 二十歳のつどい用封筒の製作及び市への提供に関して、障害、苦情等への対応は、製作事業者が責任をもって行うこと。
- (8) 二十歳のつどい用封筒又は掲載された企業に問題が生じた場合は、速やかに二十歳のつどい用封筒を全品回収し、改訂版を再提供するまで代替する二十歳のつどい用封筒を提供すること。
- (9) 協賛広告主の一覧等は令和9年7月末までに提案すること。
- (10) 広告の内容については、履行期間内は1年ごとに更新をすること。

2 応募資格要件

次の各号に掲げる要件を有する法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限の日から製作事業者の決定の日までの間に、市長の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 市民向け封筒（自らが企画・編集するものに限る。）の製作について、地方公共団体と協働製作した実績（始めようとしている事業者を含む。）を有していること。
- (4) 国税、都道府県税及び市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 封筒に掲載する広告の仕様及び内容は、西東京市広告掲載要綱及び西東京

市広告掲載基準の定める基準に準拠すること。

3 納品場所

西東京市役所田無第二庁舎 3 階 地域学習推進課窓口

4 数量

2,500 枚（1 年分）

（送付数量の実績）

令和 7 年度 2,122 枚

令和 6 年度 2,120 枚

5 規格等

- （1）二十歳のつどい用封筒の大きさは、次のとおりとする。
洋長 3 封筒で、縦 $12\text{ cm} \pm 0.3\text{ cm}$ × 横 $23\text{ cm} \pm 0.3\text{ cm}$ 、フラップ $3\text{ cm} \pm 0.3\text{ cm}$ のものであること。
- （2）窓の大きさは、次のとおりとする。
封筒の表面で、縦 $4.5\text{ cm} \pm 0.3\text{ cm}$ × 横 $10\text{ cm} \pm 0.3\text{ cm}$ のものであること。

(3) 紙質、インキ、フラップ等

<用紙>

ハーフトーンカラー（色：ピンク） 中厚口

内部が透けにくい材質とすること。

可能な限り環境に配慮した材質とすること。

<インキ>

環境に配慮したインキを使用すること。

<開封部分>

開封する部分は横とし、開封部分にフラップを付ける。

フラップは折った（畳んだ）状態で納品すること。

<貼り合わせ部分>

封筒裏面の貼り合わせはカマス貼とすること。

<フラップの加工>

口糊はアラビア（水糊）とし、テープ加工はしないこと。

口糊はフラップ部に塗布すること。

<窓部分>

窓部分はグラシン紙を使用すること。

6 印刷内容

- (1) 市章・市名称・下野谷遺跡キャラクターしたのやムラの「しーた」「のーや」・市役所所在地・エコマークを、別紙3の例により印刷すること。
- (2) 印刷する文字原稿は、履行開始日に、Word形式のデータにて引き渡しとする。
- (3) 市章（BMP形式）及びしたのやムラの「しーた」「のーや」は、履行開始日に引き渡しとする。エコマークの使用申込は受注者が行うものとし、エコマークは受注者が用意する。

7 校正回数

校正の回数は3回までとし、そのうち1回は色校正とする。

校正原稿は電子データ（PDF、Wordデータ等）で渡すものとする。

8 納期

- (1) 納期は、令和9年9月30日までとし、同日に市が指定する数量の二十歳のつどい用封筒を提供できること。
- (2) (2) 二十歳のつどい用封筒に不足が生じたときは、市が指定する数量及び期間内に二十歳のつどい用封筒を提供できること。
- (3) (3) 封筒のフラップは折った（畳んだ）状態で納品すること。

9 申出事項等の変更及び申出書の記載事項の変更

二十歳のつどい用封筒等に変更が生じるときは、市長に報告又は協議をすること。

10 状況報告

市長は、二十歳のつどい用封筒の管理等に関し、製作事業者に報告を求めることができる。

11 提供の中止

市長が封筒の提供について適当でないと認めたときは、提供を中止することができる。

12 その他

この仕様書に定めがないものについては、製作事業者と市長が協議して定める。

公募に参加する事業者は、市の指定する期日までに下記の提案書を提出すること。

1 提案書

(1) 会社概要等

(2) 企画書

ア 製作期間について

イ 募集する予定の広告主の例示など広告の内容について

ウ 封筒の紙質について

エ 追加要求から納品までの期間について

オ 苦情対応の体制について

カ 廃棄方法について

(3) 封筒のイメージ案及び封筒のサンプル

【表面】

- ① 窓位置は、封筒の上側から 12mm、左から 24mm とする。
- ② 窓の横幅は 100mm、縦幅は 45mm とする。
- ③ フラップの縦幅は 30mm とする。
- ④ 「イラスト」に、したのやムラの「しーた」と「の一や」を印刷する。
- ⑤ 「文字 A」に、次の内容を印刷する。文字は、ゴシック体に近いものとする。
○T & K/西東京市
- ⑥ 西東京市の市章を印刷する。色は DIC172 とすること。
- ⑦ 「文字 B」に 次の内容を印刷する。文字は、ゴシック体に近いものとする。
なお、市章は天地 7mm とし、市章の高さ 1 に対して、市章の上下及び右側にその 7 分の 1 以上の空白領域を、左側にその 10 分の 1 以上の空白領域を設ける。
また、住所と電話番号の間は、1 行空ける。
EM には文字色と同色のエコマークを横幅 7mm の大きさに印刷する。

市章

西東京市役所

<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

田無第二庁舎 3 階

TEL. 042 (420) 2831 (直通) FAX. 042 (420) 2891

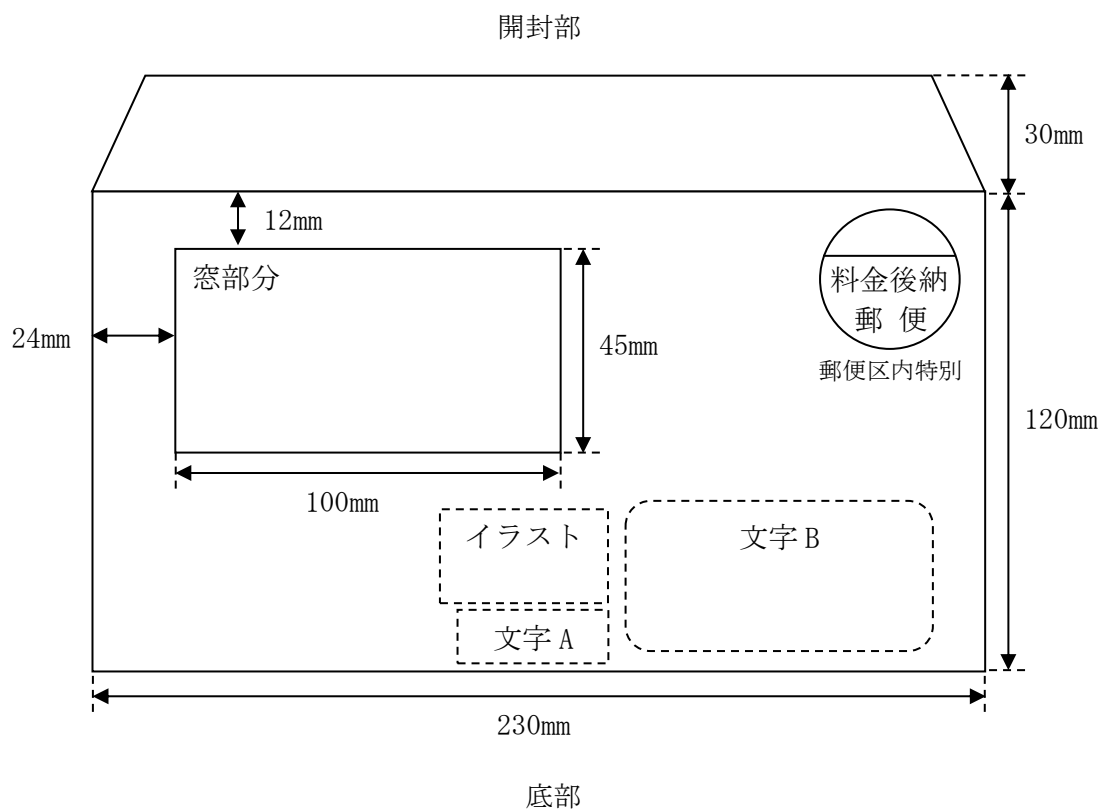
地域学習推進課 地域学習推進係 扱

EM

エコマーク認定の印刷インキを使用しています。

⑧ 全体のレイアウトは、おおむね次のとおりとする。

【表面】



【裏面】 （下図は広告面が 2 枠の例。）

